

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 厚生労働省の福田でございます。

オンラインで御参加予定の野澤委員がまだお見えになられていないと伺っておりますけれども、定刻になりましたので、ただいまから第19回成年後見制度利用促進専門家会議を開催させていただきたいと思っております。

本日の議事についてでございますが、こちらの会場とウェブ会議システムを併用し、会場の様子はYouTubeでライブ配信を行い、一般公開する形となっております。

これ以降の録音・録画は禁止とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の進行につきまして、菊池委員長、よろしくお願いいたします。

○菊池委員長 皆様、こんにちは。本日も大変お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。本日も長丁場となりますけれども、よろしくお願いいたします。

まず本日の出欠ですが、上山委員、櫻田委員のお二方が御欠席とのことです。また、瀬戸委員が所用のため途中退席される旨、伺っております。

続きまして、本日は太田委員の代理として豊田市福祉部副部長の近藤様、河野委員の代理として宮崎県長寿介護課医療・介護連携推進室室長の廣池様、込山委員の代理として静岡県小山町住民福祉部長寿介護課課長の杉山様に御出席をいただいておりますが、お認めいただけますでしょうか。

(委員首肯)

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思っております。

前回に引き続き、本日も第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(案)について御議論いただき、本日は、本会議として中間検証報告書の取りまとめを行わせていただければと考えてございます。

なお、本日御提示申し上げている報告書(案)ですが、前回会議でいただいた御意見、そして前回会議後に意見提出様式を用いていただいた御意見、さらに、先月末に開催した希望制による意見交換会でいただいた御意見等を踏まえて修正したものとなっております。

非常に多くの御意見をいただき、事務局によりますと、第18回会議でいただいた御意見が約380件、意見提出様式でいただいた御意見が約210件、意見交換会でいただいた御意見は約60件あったと伺っております。委員の皆様におかれましては、報告書の充実におきましてたくさんの御意見をお寄せいただきまして、ありがとうございました。

いただいた御意見については、関係省庁等において真摯に検討していただき、反映可能な御意見についてはできる限り反映していただいていると認識してございます。

このため報告書(案)のページ数は、前回会議でお示しした報告書からかなり分厚いものになってございます。5割増しぐらいになっているかと存じます。

それでは、本日の流れについてですが、この後、事務局から資料の御説明を差し上げま

すが、資料として大部でございますし、なるべく委員の皆様の御意見の時間を確保するため、前回からの変更点を中心に御説明いただくこととします。

続いて、委員の皆様から中間検証報告書（案）全体に対して、お一方6分以内で御意見を伺い、その後、休憩を挟んだ後、御質問いただいた点があれば、関係省庁から御回答を申し上げます。時間が残ったら、そこで二巡目の御発言をいただく時間を設けることができると考えてございます。

それでは、事務局から15分程度で御説明をいたします。

○火宮成年後見制度利用促進室長 それでは、中間検証報告書（案）について御説明をさせていただきますと思います。

こちらは第18回会議で提示した中間検証報告書（案）につきまして、委員長のご発言にもありまして、委員の皆様との会議当日の御発言及びその後いただいた御意見、また、御希望のあった委員との意見交換でいただいた御意見等を踏まえて報告書（案）の記載内容を検討し、修正したものになっております。特に【中間年度における評価】と【今後の対応】の記載の充実を図っております。

委員の皆様には前回会議以降、報告書の記載内容の充実に向けまして多大なる御協力をいただいたことにこの場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

では、時間も限られておりますので、駆け足になりますけれども、主な修正点について御説明をさせていただきますと思います。

まず、報告書全体ですけれども、全体を通じて施策の項目ごとに施策の概要や趣旨等が分かるようリード文をつけさせていただいております。また、特に御意見の多かった総合的な権利擁護支援策と中核機関につきましては、別紙1、2として具体的な御意見を確認できるようにしております。

それでは、本文の説明に入らせていただきます。まず、「はじめに」ですけれども、3ページ24行目のなお書きは、障害者権利委員会から第二期計画を懸念するとされたことに関しまして、第二期計画は障害者権利条約の理念に沿ったものであるとの専門家会議としての見解を追記しております。

次に、4ページの30行目、「（1）成年後見制度等の見直しに向けた検討について」の【施策の進捗状況】に第二期計画が成年後見制度の見直しの契機の一つであること等を追記したところでございます。

「（2）総合的な権利擁護支援策の充実について」ですが、6ページの23行目以降、「①成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化」の【中間年度における評価】に日常生活自立支援事業の取組状況等の成果と課題や、30行目に日常生活自立支援事業と生活保護との役割分担に関する指摘、7ページの6行目以降に、日常生活自立支援事業に本人目線で意思決定を支持する役割を持つ者が関与できる仕組みを設けるべきとの指摘について追記をしたところです。

【今後の対応】は13行目以降ですが、過去の調査研究事業等で指摘された日常生活自立

支援事業の課題や、21行目以降、意思決定支援が適切に確保される仕組み等の検討や、また、24行目以降ですが、日常生活自立支援事業の在り方の見直し、拡充の検討の必要性等について追記をしたものとなっております。

続きまして、「②新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討」の【施策の進捗状況】に、10ページの1行目から、身寄り問題に関して、高齢者等終身サポート事業に関する事項を追記しております。

【中間年度における評価】ですけれども、同じページの23行目以降に、モデル事業で把握された課題や委員の御意見について追記しております。また、委員の御意見の詳細は別紙1にも掲載しております。11ページの1行目以降に、生活支援等サービスの運営の透明性確保等の検討が十分でないといったこと、身寄りがいない人の支援策は資力に関わりのない仕組みを構築すべきとの指摘、また、8行目以降に身元保証等関係の指摘についても追記をしました。

【今後の対応】ですけれども、34行目以降に意思決定支援の在り方の検討を行う際の留意点等を追記。また、12ページの23行目以降に、高齢者等終身サポート事業に関する課題等についても追記しました。

続きまして、「③都道府県単位での新たな取組の検討」について、13ページの17行目、【中間年度における評価】にモデル事業テーマ3-1、3-2の課題等を追記しました。

33行目以降、【今後の対応】に都道府県単位での対応の必要性と、14ページ5行目以降にモデル事業の今後の方向性を追記しました。

続きまして、「2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等」ですが、「(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透について」の【施策の進捗状況】について、15ページ11行目、後見人等への意思決定支援研修の実施や、同じページの20行目以降、各分野における意思決定支援の浸透に向けた取組の詳細を追記しております。16ページの29行目以降ですけれども、専門職団体の取組は総括的な記載に変更しまして、これ以降のほかの項目も同様の扱いとしております。

17ページの9行目、【中間年度における評価】に、各種意思決定支援研修における課題や、14行目、都道府県が研修の実施に至らない要因等を追記しております。

【今後の対応】として、28行目に後見人等への意思決定支援研修の留意事項、34行目以降、各種意思決定支援研修やガイドラインに関する対応を追記しております。18ページ15行目以降には都道府県による意思決定支援研修の方向性を追記したところです。

次に、「(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等について」です。19ページに移りますが、23行目以降の「① 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進」の【施策の進捗状況】に、選任・交代に重要となる受任者調整の取組等を追記しました。20ページの4行目以降に柔軟な交代に関する具体的取組例を追記しております。

36行目以降の【中間年度における評価】ですけれども、受任者調整の重要性やその地域差等の課題について追記し、21ページの15行目以降に後見人等の交代に向けた課題も追記

したところです。

21ページの22行目以降、【今後の対応】にチームの形成支援・自立支援機能の強化が求められることや、33行目以降、今後受任者調整の充実に必要となる取組を追記しました。また、22ページの8行目以降ですけれども、後見人等の交代に係る課題等について追記しております。

続いて、「② 後見人等に関する苦情等への適切な対応」に関して、24ページの8行目以降に、ワーキング・グループにおける苦情対応連携フロー（案）の試行を通じて確認された事項についての内容を充実させた上で、今回は【施策の進捗状況】に記載していましたが、【中間年度における評価】のほうに移動しております。

25ページの6行目以降、【今後の対応】のところに苦情等への適切な対応にはチームの相談支援や形成支援が十分に発揮されることが重要であることを追記し、27行目以降にフロー（案）の試行結果を踏まえ、今後関係機関に期待される取組等を追記しております。

「③ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等」につきまして、28ページの11行目以降になりますが、【中間年度における評価】に報酬助成事業の対応の必要性や、民事法律扶助利用の在り方の検討等について追記しております。

29ページの3行目以降、【今後の対応】に民事法律扶助制度や成年後見制度利用支援制度に関する指摘と、16行目以降、市町村及び都道府県に期待される取組も追記したところでございます。

次に、「④ 適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組」に関して、30ページの8行目以降ですが、本人情報シートに関する厚生労働省の取組等を【施策の進捗状況】に追記しております。

また、「（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和等について」の「① 後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等」ですが、31ページの35行目以降、【今後の対応】のところは具体的な取組が分かるよう修正をしたところでございます。

また、32ページの33行目以降、「③ 専門職団体における取組」については、先ほど御説明したとおり、専門職団体の取組に関して総括的な記載に変更しております。

次に、「④ 成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討」につきまして、34ページの5行目以降、【中間年度における評価】及び【今後の対応】に法人後見や市民後見人に関する保険の導入や、団体の枠組みを超えた取組等の検討の必要性についても追記しております。

「（４）各種手続における後見事務の円滑化等について」につきまして、同じページの33行目以降の【施策の進捗状況】ですけれども、厚生労働省や金融庁の取組の記載を充実させております。

35ページの21行目以降、【中間年度における評価】のところに窓口の対応や行政手続で不利益が生じないための対応の課題を追記しました。

さらに、34行目以降、【今後の対応】に行政窓口において不利益を被ることのないよう、

厚生労働省において関係省庁、地方公共団体に対して改めて周知する旨を追記しております。

次は、「3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」です。

36ページの34行目以降ですけれども、【施策の進捗状況】に市町村及び都道府県における具体的な取組内容を記載しました。

40ページの17行目以降ですが、【中間年度における評価】に中核機関未整備の市町村の状況や課題、また、32行目以降に地域連携ネットワークの3つの支援機能に関する課題、41ページの13行目以降、都道府県による市町村の体制整備支援に関する取組、26行目以降、司法による権利擁護支援を身近なものにする仕組みづくりに関する取組、30行目以降、包括的・多層的な支援体制づくりの促進に関する取組、42ページの5行目以降に専門職団体における取組の評価を追記しております。

また、同じページの13行目、【今後の対応】に、まず地域連携ネットワークづくりの考え方から記載し、26行目以降、地域連携ネットワークの3つの支援機能に関して求められること、また、43ページの3行目以降に、市町村単独での取組が難しい場合、都道府県の支援の活用が期待されること、15行目以降、都道府県に期待される具体的な取組、19行目以降、厚生労働省における地方公共団体の取組促進のための対応等を追記しております。ページが変わりまして、44ページの3行目以降、中核機関の法定化に関する委員の御意見について別紙2に掲載していること、また、市町村への財政支援にも留意が必要である旨を追記しております。17行目以降は、司法と福祉の連携に関して、家庭裁判所支部や出張所について、また、20行目には司法による権利擁護支援等を身近なものとする仕組みづくりに関して求められること、また、27行目以降に中核機関と専門職団体とのさらなる連携等について追記しております。

続いて、「4 優先して取り組む事項」についてです。

45ページの19行目ですけれども、「(1) 任意後見制度の利用促進について」の【施策の進捗状況】に厚生労働省の取組も追記しております。

46ページの12行目以降、【中間年度における評価】に任意後見契約締結の登記件数と制度利用促進のための新たな取組の必要性等について追記しました。

さらに、32行目以降、【今後の対応】に厚生労働省に関する相談現場に係る取組も追記しております。

ページが変わりまして、47ページの18行目、「② 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組」の【施策の進捗状況】に金融機関における取組事例や、25行目、権利擁護支援チームによる見守りの事例も追記しました。

48ページ3行目以降の【中間年度における評価】において、任意後見契約締結の登記件数と意識調査の結果を踏まえた評価等に修正しております。

23行目以降、【今後の対応】に相談現場に求められる具体的対応も追記しました。

「(2) 担い手の確保・育成等の推進について」の「① 市民後見人の育成・活躍支援」

ですが、50ページ2行目の【中間年度における評価】に市民後見人の受任者数が少ない要因についての指摘を追記しております。

17行目以降、【今後の対応】に厚生労働省において今後の対応や検討が必要と考えられる取組、また、27行目に都道府県に期待される市町村支援の取組等についても追記しております。

「② 法人後見の担い手の育成」については、51ページの10行目以降ですけれども、【施策の進捗状況】に法人後見の実施法人の内訳や、22行目、業務委託型の法人後見実施の手引き（案）の作成、31行目、モデル事業テーマ1の実績についても追記しました。

52ページの23行目以降ですが、【中間年度における評価】に都道府県と市町村との協働についての指摘等を追記し、35行目以降、法人後見の実施法人が増えない要因等を追記しております。

53ページの11行目以降ですけれども、【今後の対応】に法人後見の実態等を把握した上で、今後の対策の検討や研修実施に取り組む必要性等を追記し、21行目、社会福祉連携推進法人による法人後見の取組促進、また、28行目、法人後見の適正実施の観点から検討すべき事項等を追記しております。また、54ページの5行目ですが、都道府県に期待される取組、9行目、無報酬事案や困難事案の担い手となる法人後見の育成に必要な対応についても追記しております。

続いて、「③ 専門職後見人の確保・育成等」について、55ページ11行目の【中間年度における評価】に、専門職後見人の担い手確保に関する課題等を追記しております。

24行目の【今後の対応】に専門職後見人の担い手不足解消のため期待される取組も追記しております。

また、30行目以降は、前回御指摘のあった親族後見人について、「④親族後見人への支援」という項目を1つ立て、市町村・中核機関における取組を中心に追記しております。

「（3）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について」の「① 市町村長申立ての適切な実施」についてですが、57ページ33行目以降、【中間年度における評価】に市町村長申立ての課題等に関する指摘及び実態把握の必要性を追記しました。

58ページの9行目以降、【今後の対応】に都道府県による研修の効果の検証等の必要性等を追記し、14行目に権限拡充の検討に関し留意事項等を追記したところです。

「② 成年後見制度利用促進支援事業の推進」については、2の（2）③適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等の記載内容の再掲となりますので、説明は省略いたします。

「（5）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて」ですが、62ページの9行目、【施策の進捗状況】に厚生労働省の都道府県機能強化推進事業を追記しております。

29行目、【中間年度における評価】に専門アドバイザーに関する課題及び体制整備研修

に関する指摘を追記しております。

また、63ページの3行目以降、【今後の対応】に市町村の体制整備状況に応じ、都道府県が中核機関のコーディネート機能の一部を担うことや、厚生労働省における専門アドバイザーの配置促進等に関する取組を追記しております。

「5 その他」につきまして、63ページの23行目以降は、成年後見制度利用促進法及び第二期計画の名称変更の必要性和、意思決定支援に関する法制定の検討、意思決定支援義務の明文化に関する指摘を追記したところでございます。

最後に「おわりに」ですが、64ページの7行目以降、前回会議の終盤の当事者団体の委員からの御発言を受けまして、第二期計画に掲げられた各施策は、権利擁護支援を必要とする本人の人生を左右しかねないものであるということを確認する旨を追記しております。

また、別紙1と別紙2は、先ほど御説明したとおり、「新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討」に関して、中核機関に関し過去に委員の皆様から出された主な意見をまとめまして、別紙として掲載しております。こちらは地域共生社会の在り方検討会議にも適切につないでまいりたいと考えております。

駆け足になりましたけれども、説明は以上になります。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、ここから報告書（案）につきまして、皆様から御意見・御質問をお伺いできればと思っております。

本日、瀬戸委員が途中退席と伺っておりますので、最初に瀬戸委員の御意見を賜り、その後、会場、オンラインといういつもの順番でそれぞれ五十音順で指名をさせていただきたいと思いますので、お一方6分以内ということをお願いいたします。6分経過した時点でベルを鳴らさせていただきますので、発言をおまとめいただくようお願いいたします。なお、御質問される場合は、御質問であること、そしてどちらの関係省庁等に対する御質問であることを明確にして御発言をいただくようお願いいたします。

それでは、まず瀬戸委員からお願いできますでしょうか。

○瀬戸委員 瀬戸でございます。御配慮、大変ありがとうございます。

私のほうは、今、御説明を聞きまして、また中間案を見させていただきました。各委員の質問等も事前に見させていただきましたので、今、私のほうから早急にということではございませんが、医師としては、29ページ辺りにある本人情報シートについて少し意見を述べたいと思います。本人情報シートは、医師が診断書、鑑定書を作成する際の参考とするものではありませんけれども、それ以外に幅広く利用するということはやぶさかではないわけですが、実際の本人情報シートにつきましての課題等、29ページ以降を読ませていただくと、医師への研修を今後どうしていくか。今のところ、精神保健指定医研修会等のみがある程度行われると。その他においてはお任せになっているような状況で、実際にこれがきちんと理解できているのかどうかというのは、医師会側としては非常に心配しております。

30ページなどには「現在、概ね9割前後で推移している」ということですが、これは私がちょっと確認したかったし、今後検討していただきたいのは、本人情報シートが添付されている診断書は9割ぐらいあるのだと思います。だけど、1割ぐらいが云々という話。もう一つ、この本人情報シートは、いわゆる考慮の有無の欄があります。私、たまさか診断書、鑑定書、今回改定のときに関わらせていただいて、また、記載例等についても作成させていただきました。ですから、あのときにも最高裁のホームページに載っております記載例でも、本人情報シートを参考にした、受け取った・受け取らない欄のチェックで両方のパターン、そして受け取ったが考慮した・しない、両方の記載例を作成させていただきました。なぜならば、これを分析して、参考にしなかったのはどのような理由が多いかきちんと分析して、次につなげていくというのを考えました。

ですから、中間案はこれでいいのですけれども、今後の課題としては、やはり本人情報シートにはさらに突っ込んで。また、平準化ですね。我々医師としては、受け取るときに当初の目的と少しずれてきているような感じを受けております。と申しますのは、我々医師が知らない本人の情報をきちんと把握するだけではなくて、より重く、より軽くではないのですが、非常に主観的な感覚の情報シートも散見される。これは決してその方が悪いわけではなくて、研修制度その他を都道府県単位に任せるのではなくて、ある程度一定の基準で一定のレクチャーが必要なのだらうと思っております。

ですので、今回の中間のこの案の本人情報シートのところを見ると、後見制度を利用する当事者や家族、当事者団体への研修の必要性とか、福祉専門職への研修が必要であると言っておりますが、やはりここにはこれを利用する側の医師に対しての研修というのもしっかりやっていくべきと。それをどこかで明文化しておかないと、都道府県、市町村単位でどのような根拠でやっていくかということに非常に不備が出てくるのではないかということに危惧しております。

私のほうからは、今回いろいろありましたが、本人情報シートについて、より精度が高いものにすることがこの成年後見制度の成熟につながると思いますので、意見として述べさせていただきました。

○菊池委員長　ありがとうございました。

それでは、会場のほうに戻りたいと思います。では、青木委員からお願いします。

○青木委員　青木でございます。

このたび、前回から2か月の間に、私も含めて、たくさんの意見を出させていただいたことを各省庁の皆さんも真摯に踏まえていただきまして、さまざまな御検討の結果、いろいろなところに加筆していただいて、具体的な記載になったということについては大変感謝をしておりますし、実際にこれを今後受け取る各関係機関も、これまでの2年半の取組の具体的な内容と今後2年間でしていくべき方向性について、具体的にイメージが湧くところが多くできたのではないかと考えております。そういう意味で、少し大部にはなりましたが、引き続きこれを今後2年間活動していくに当たっての一つの目安として大いに活

用していくことができるのではないかと考えています。

今回私が申し述べたいのは今後2年間についてですけれども、今、成年後見の見直しのため法制審議会で議論がなされていて、どんな検討をしているかがある程度それぞれ伝わってきていると思いますが、基本的にそういった改正が今の現場の福祉や地域の取組とどう関係するのかということについて、位置づけとか受け取りがいろいろではないかと少し不安も覚えております。

実は今回の成年後見の見直しというのは、その具体的な内容はこれからではありますけれども、基本計画が示していますような適切な時期に必要な範囲、必要な権限、事項について利用し、また必要がなくなれば、また地域に帰ると。そういった権利擁護の総合的な仕組みの一つとして位置づけていくということからの検討がなされています。どのような制度になるにしても、利用するに当たっての十分な相談、評価、それから利用している間についても、その利用が適切かどうかについての評価。必要がなくなった場合には、また地域に帰っていくための評価ということが適切に支援チームや地域の中で行われていくということが、新しい制度にとっては大変重要なことだと思っています。

そうした意味で、この基本計画は、今、運用の課題、そして優先すべき課題、権利擁護ネットワークの拡充ということで、3つの項目で進めてきていますけれども、中核機関がしっかりとつくられるだけではなくて、そこで様々な機能を果たしていただくこと。それから、支援チームがそれぞれ形成されて自立をして、その中で必要性等についてしっかりと評価し合えるようになること。そういったことを地域の中でそれぞれ担っていただけるネットワークがきちっとできる中で、それを補い合うこと。そして意思決定支援というのが軸に置かれて、意思決定支援の仕組みをつくっていく。これは権利条約でも成年後見とともにもう一つの大きな課題として総括所見でも求められています。この仕組みを成年後見以外のところでもしっかりとつくっていくこと。この4つの課題をしっかりと積み上げていくことによって新しい制度が本当に具体的に実のあるものになっていくと思っています。

そういう意味で言いますと、今後2年間、今、この基本計画で示している様々な運用の課題や優先すべき事項をしっかりと実現していくことこそが、新しい制度の中で御本人や周りの皆さんがしっかりといきいきと生活できる基盤づくりにつながっていると思っています。そういう意味で言うと、今やっていることこそ新しい制度に生かされる、あるいはその基盤整備につながるのだと自信を持っていただいて、それぞれの課題に取り組んでいただくということが非常に重要ではないかと考えています。

今回受任調整とか苦情対応、そして市民後見人のさらなる活躍とか法人後見、そして公的後見、いろんな課題を挙げていただいていますけれども、その一つ一つが新しい制度にとっても必要不可欠の課題だと思っています。その中でも中核機関の法制化や新しい権利擁護支援事業の拡充ということは、成年後見制度と二本柱で非常に重要だと思っていますので、今回の中間検証を基にそういった取組を私たち専門職も含めて進めていきたいと思

っております。

また、裁判所におかれましても、各支部や出張所も含めて地域の様々なところで丁寧に御本人さんのニーズをアセスメントしながら取り組んでいくということ、福祉機関と連携しながらしていただけるための様々な仕組みづくり、あるいは体制整備ということはこの2年間も含めて進めていただくようお願いしたいと思っています。

以上、私からの意見になります。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、新井委員長代理、お願いいたします。

○新井委員長代理 基本的には報告書（案）の内容に賛成しますけれども、ここでは3点について意見を申し上げます。

第1点、3ページ24行以下において、中間検証報告書の冒頭で障害者権利条約を取り上げたのは大変よかったのではないかと思います。東京弁護士会の田門浩弁護士が国連の障害者権利委員会の委員に選出された折でもあり、報告書が障害者権利条約に前向きに対応する姿勢を見せたことは評価されるのではないのでしょうか。国際的なインパクトも大きいと思います。

第2点、中間検証報告書（案）56ページ29行目に「中核機関の法定化の検討を行うに当たっては」との記載があります。この中核機関の法定化の意味を明確にしておくべきではないのでしょうか。私見は、中核機関の法制化は必須であると考えていますが、家庭裁判所との間での情報共有の仕組みに関してのみ中核機関の法定化を論ずるのは、論点がやや矮小化されるおそれはないのでしょうか。中核機関の法定化は独立したテーマとして取り上げるべきではないのでしょうか。なお、先ほど室長の説明で対応済みということであれば、それで結構かと思います。

第3点、55ページ30行以下「④親族後見人への支援」では親族が後見人に選任されることが想定されていますが、実際には親族は成年後見人となることを希望せず、民事信託、終身サポート事業を選択するケースがあります。このようなケースにおいては、信託、身元保証という制度は適切に使われず、訴訟となっている事案も増加しています。これについては内閣府が高齢者等終身サポート事業者ガイドラインを公表していますが、民事信託の濫用例も含めて民事信託、終身サポート事業の問題点を改めて指摘し、適切な対応を講ずる必要がある旨を記載しておくことも必要ではないのでしょうか。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、大塚委員、お願いします。

○大塚委員 日本発達障害ネットワークの大塚です。

私は意思決定支援に関して2点意見を述べさせていただきます。11ページから12ページ。特に12ページについては、意思決定支援に関して第三者的な市民やピアサポートの方の参加、あるいは市民感覚、当事者自身による意思決定支援ということで、第三者が関わると

ということが入っていただいて、ありがとうございます。そんな中で、第三者が入る意味として、11ページの一番下に「相互牽制機能」というのがあります。確かに相互牽制機能というのが透明性の確保であるとかそういう観点から重要だと思います。

ただ、本人の権利擁護支援として展開されるための意思決定支援の在り方を検討する際に、まず相互牽制機能が来るといいのかどうかという疑問があります。つまり、意思決定支援は本人を真ん中に置いて、本人の参加の下、関係者が一步步チームをつくりながら協働して、まさに協力し合いながら一つのものをつくっていくという事柄だと理解しております。そういう観点から、相互牽制機能が最初に来るとするのは、裏にある意味、重要性は十分承知してはいますが、むしろそうではなくて、協働し合いながら仕組みづくりをしていくのだと。そういうところに力点がまずは置かれるべきだと考えております。こだわるわけではないのですけれども、そう思っています。

もう一つ、当事者団体としての意思決定支援ということについて、当事者団体として非常に苦しいところでもあるのですが、これだけ意思決定支援が重要だということ、あるいは仕組みづくりが重要だということを述べられていて、私たち親族あるいは家族がどのような立場を取ればいいのかということを考えております。

うちには38歳の重度の知的障害の息子がいますけれども、彼の金銭の使途において、ほとんど意思決定ということをした覚えはありません。これだけ御本人への意思決定支援が大切だというときに非常にバランスが悪いというか、最後に残っている領域かもしれませんが、そうではなくて、意思決定支援という観点から当事者団体としても、御本人の意思決定の観点からもう一度抜本的に在り方を見直す必要があると。それはまた当事者団体の課題であるとともに、それではなくて、行政であるとか、あるいは専門職、専門機関の皆様には、御家族あるいは親族が適切に意思決定支援ができるような支援というものをお願いしたい。そういうところをつくっていただきたい、構築していただきたいと思っています。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございました。

中村委員、お願いします。

○中村委員　このたびの中間検証の報告書につきましては、ワーキングチームや本会議等での様々な意見を踏まえていただき、感謝を申し上げます。

また、今回の議論の中で社会福祉協議会について、権利擁護支援における、その役割・期待ということをいろいろな場面で言っていただきまして、社会福祉協議会としても都道府県社協、市町村社協を含めてより一層取り組んでまいりたいと思います。さて、今回の報告書の7ページの6行目のところですが、社会福祉協議会で取り組んでいる権利擁護支援の一つである日常生活自立支援事業についてですが、基本的にはこの日常生活自立支援事業自体、当初の目的としては専門員や生活支援員、そしてまた契約締結審査会という仕組みをつくった上で、本人の立場に立った意思決定支援に取り組んでいるものですが、意

思決定支援というより、社会福祉協議会として「本人への寄り添い支援」という表現が多く使われていましたが、そういう役割を担ってきたのだと思っています。

ただ、この事業がスタートして25年という中で、各都道府県、市町村社協においてもかなり取組に差があるというところが明らかになりましたので、今後この事業を含めてどのように社会福祉協議会として進めていき、また関係機関、住民の方々と一緒に取り組んでいくのかということの一つの参考にさせていただいたと思っています。

次に、社会福祉協議会といたしましては、49ページの人材育成や法人後見について、また、51ページの市民後見人についてですが、養成研修者は、市民後見人・法人後見支援員、日常生活自立支援の生活支援員、そしてまた認知症サポーター、ボランティアとして活動を行っているというふうな評価がされていますが、各地域においては同一人物の方が担っている現状があります。そういう中でその方々にかかなり負担があったり、これまで活躍されていた方が年齢的な問題でこういう活動から手を引かなければいけないという現状もあります。その辺の地域のマンパワーというところをもう一度検討して、場合によっては働いている方も参加しやすい仕組みや制度というのでも考えていかなければ、どうしてもマンパワーの取り合いになってしまっているというところもあると思いますし、やはり活動に伴う対価というところも出てきますので、その点も考えをいただければと思います。

最後になりますが、法人後見につきましては、社会福祉協議会としてもできるだけ取組を進めるというところで全国的に取り組んでおりますが、マンパワーの問題、そして安定的な財源の問題、また、小さな町においては全ての事業を社会福祉協議会が担っている場面もあって、そういう中での利益相反関係などが壁になっているというところもございますので、そういう仕組みの上で検討できる部分については御検討いただきたいと思います。また、社会福祉法人の法人後見などの権利擁護における担い手については、北海道においても社会福祉法人に担っていただく取組をしていますが、どうしても介護職員は、自由に使える時間があまりないという現状ですので、実際には事務部門、相談部門の職員が担うということになっているので、社会福祉法人がどれだけ大きくてもそういう職員はそんなに多くないのが実態であることから、社会福祉法人が参加しやすい体制であったり、柔軟な働き方というところも含めて考えていただければありがたいと思っています。

今回の報告書につきましては、私どもも今後参考にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○菊池委員長　ありがとうございました。

永田委員、お願いします。

○永田委員　ありがとうございます。

事務局の皆様におかれましては、おまとめ、ありがとうございました。基本的に内容に同意した上で、報告書でも複数回言及されている地域共生社会の在り方検討会議に関連する項目を中心に、今後の活動に向けて皆様と共有しておきたい意見を申し上げたいと思います。

1つ目に、総合的な権利擁護支援策の充実についてです。7ページの23行目「日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る必要がある」と明記していただいています。まさに成年後見制度の見直しをにらんで、「抜本的」という表現が適切ではないかと思っています。これについては、地域共生社会の在り方検討会議での協議も踏まえ、社会福祉法制上の位置づけの見直しもこの抜本的な見直しの中に含まれると認識しています。今から追記していただきたいということではなく、そのような認識を皆様と共有しておきたいと思います。

続いて、12ページの新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討についてです。【今後の対応】として12ページ5行目に市民感覚・当事者目線に基づき本人の意思決定に寄り添う、権利擁護支援における市民・ピアサポートの参画について追記していただいております。金銭管理のような具体的な行為が目されがちですが、孤立した中での意思決定というのは周囲に流されやすくなってしまいます。本人に寄り添って本人の願いを一緒に考えてくれる専門職ではない身近な存在を軽視せず、事業化の可能性を追求していくことが、地域共生社会という観点からは重要であることを皆様と共有できればと思います。

第2に、36ページからの権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについてです。前回も申し上げましたが、記載のとおり、全国どの地域においても尊厳のある本人らしい生活の継続という観点から、市町村及び都道府県において早急に体制を整備する必要がある等、評価しなければならない状況が第一期計画から続いていることを重く受け止める必要があると思っています。

そのためには、これまでの取組の継続だけでは不十分で、抜本的な対応が必要であると思われます。43ページから44ページに記載のとおり、中核機関の法制化と財政支援はその中核になると思われ、専門家会議で従来から重要性が指摘されてきたところです。この中間検証報告書（案）でもその必要性を再度強調し、地域共生社会の在り方検討会議の議論に反映されることを期待したいと思います。併せて、こうした取組が屋上屋にならないように、包括的な支援体制整備と地域連携ネットワークの取組が一体的に推進していくということが合理的だと思います。

今回両者の関係について、43ページで権利擁護支援は包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であるとの考え方について、様々な機会を捉えて周知するというふうに追記いただきましたけれども、権利擁護支援策を基盤としながら両者を一体的に推進していくことの重要性について、在り方検討会議とも認識を共有していただければと思っています。

3番目に、49ページ以降の「市民後見人の育成・活躍支援」についてです。市民後見人の養成や選任もKPIの達成状況が著しく進んでいない項目の一つです。幾ら養成講座を開いてもバックアップする推進機関がなければ受任が進まないことは明らかですので、先ほどの地域連携ネットワークの体制整備と裏表の関係であると認識しています。

一方で、数が足りないから市民後見人という誤った認識については、市民が被後見人等に寄り添う後見活動の意義を正しく周知していく必要があります。また、【今後の対応】に書いていただいているとおり、権利擁護人材としての市民の活躍を横断的に検討する際には、先ほど指摘したような市民感覚で意思決定支援に寄り添う人材の活躍に向けた方策を、後見受任に限定せずに考えていくことが重要だと考えています。

こうした議論と法人後見の議論を併せて各地域における後見人等のベストミックスを考えていく必要があると思いますけれども、そのためにも中核機関の主体性や都道府県の担い手の育成方針が重要になると考えています。

最後に、「成年後見制度利用促進」という名称についての懸念について申し上げたことを反映していただき、ありがとうございました。国をはじめ、権利条約の趣旨に沿った議論を従来から専門家会議では展開してきていると確信しておりますので、私たちが促進したいものが何であるのか、改めて皆様と議論していければと思っています。

私からは以上です。ありがとうございました。

○菊池委員長　ありがとうございました。

西川委員、お願いします。

○西川委員　私からは実務家としての立場から今後の課題等について、細かい点かもしれませんが、何点か指摘させていただきたいと思います。

まず、9ページの33行目以下ですけれども、「国土交通省においては、平成30年3月、公営住宅管理標準条例（案）における保証人に関する規定を削除する改正を行い、公営住宅を管理する地方公共団体に対して保証人規定の見直しの要請や研修等の場において周知を図っている」という箇所があります。「要請や周知を図っている」という表現が若干個人的にはしっくりこない部分があるのですが、それはさておき、要請や周知が現場レベルでは必ずしも十分にされていないと感じております。地元の複数の自治体の様子を見ますと、少なくとも高齢者や障害のある方の権利擁護を担当している方々にはこの情報が全く伝わっていませんし、逆に公営住宅の管理を担当している部署の方にはこの改正の重要性の理解が及んでいないのではないかと思います。むしろ周知したくないと思っているのではないかと感じられます。

改正から7年が経過するという時期であるにもかかわらず、このような状況になっていることに鑑みて、さらに強力な周知活動をしていただく必要があります。せっかく望ましい方向への改正が行われているわけですから、要請、周知活動にも力を入れていただきたいと思います。

2点目です。31ページから32ページ辺りに後見制度支援信託が不正防止に有用であることが記載されております。このこと自体は事実だと思いますし、金融機関における導入や改善の取組等の対応を促すことに反対するということではもちろんありませんが、後見制度支援信託の導入当初に議論があったとおり、後見制度支援信託は、本来本人のために活用すべき本人の財産を後見人の裁量で活用しない、使わなくてもよいとしてしまう仕組み

にもなっているということは改めて認識しておく必要があると思います。

つまり、本人の意思とは無関係に財産を凍結して、本人のために活用することができる財産を適切に活用せず、むしろため込む。強いて言えば、推定相続人のためにため込むという要素もあるわけですから、そのようなマイナスにも作用するということに留意して、本人の財産を本人のために適切に活用する、そのことにちゅうちょがないよう適切な運用を目指す観点も忘れないようにしていく必要があると思います。

3点目です。34ページ以下に「各種手続における後見事務の円滑化等について」という記述があります。また金融機関の話で恐縮なのですが、私の地元の金融機関ではいまだに成年後見制度利用の届出をすると、口座開設支店以外では取引ができないという制約がかかるというところがあります。あるケースで本人が口座を開設していた支店。その口座は年金の振込先になっており、水道光熱費の引き落とし口座になっている。その口座を開設していた支店は、私の事務所からは片道1時間半以上かかる場所。田舎ですとそういうことは珍しくないわけですが、そういう場所にありましたので、最初の届出をしたわけですが、以後日常的にお金の出し入れをするには非常に不便です。そのことを金融機関に伝えたところ、代理人のキャッシュカードをつくってくれば他店でも貯金の引き出しはできますよと言われて、私は必ずしも後見事務を行うときキャッシュカードをつくるには限らないのですけれども、そのケースではキャッシュカードをつくりました。ただ、そのケースでは日常的な、それほど多額ではない数万円程度のお金の出し入れは、別の金融機関にも口座がありますので、残高がそれほど多くない口座ですが、そこから出し入れをしていたのですが、先日50万円を払い戻す必要が生じたので、キャッシュカードが発行されている、ふだん使っていない残高が大きい口座から払い戻しを受けようとしたのですが、結局、それはできませんでした。

それはなぜかということ、本人の年齢が70歳以上の場合には、成年後見人から成年後見制度利用の届出をしても、1日の払い戻しは20万円が上限だということでした。最初の段階では一切そういう説明はなかったのですけれども、50万円が必要な段階になって突然そういうふうに説明を受けました。金融機関の職員からは3日に分けて払い出してくださいと言われたのですが、この取扱いが是か非かというのは置いておくとして、後見人としては事前にそれが分かっていたら対応の仕方もあるわけです。こういった不具合が日々生じています。

金融機関の例を出しましたが、そのほかにも年金事務所とか、携帯電話のショップとか、光通信とか、幾つか指摘をさせていただいておりますけれども、そういった各種の窓口対応について、ぜひ実態調査をきちんとしていただいた上で、利用者の声を聞き、もちろん事業者の立場も考慮しなければいけないと思いますので、それをした上で、改善のプランの作成を促すような施策をしていただかないと、いつまでたっても抜本的な改善がされない状況が続くと思います。まずは現場で生じている不具合の実態を調査するということをきちんとやっていただくということをぜひお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

花俣委員、お願いします。

○花俣委員　ありがとうございます。

まずは多数の委員から多くの御意見があり、菊池委員長から数百件とのお話がありました。それらを反映し、修正案を作成いただき、また私ごときの拙い意見にも丁寧に答えをくださいましたことに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

既にしっかりとした知見を有する委員の皆様からさらなる多くの御示唆、御意見があり、なるほどと受け止め、共感したところでございます。

そこで、私からは次の点について申し述べたいと思います。36ページから44ページ辺りに「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」に関する記載がございます。モデル事業についても最終的に何をどうすればいいのか。仕組みとか法律とか財源とか、そういったものをより具体的にお示しいただくことが今後望まれます。なぜなら、介護保険制度改正において、御承知のとおり、再三給付削減、負担増の議論が続いております。特に軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方として、現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得るとされています。給付からの移行先・受け皿である総合事業が一向に進んでいない状況であるにもかかわらず、地域住民の自助・共助と廉価な総合事業の充実をもって、給付を抑えられる、そういった傾向にございます。一方で、持続可能な権利擁護支援ネットワークの構築も足踏みのまま、地域にお任せといったような印象を受けております。こうした中で、要介護者の重度化と、それからはざまに落ちた方々の権利侵害は今後ますます増え続けるのではないかと危惧しております。

こんなデータもございます。警察庁によると、2022年の特殊詐欺の認知件数暫定値版は1万7520件、前年比3,022件増。被害額は361.4億円、前年比79.4億円増でした。被害額は8年ぶりに増加に転じており、依然として高齢者を中心に多額の被害が発生しています。また、65歳以上の高齢者の被害の認知件数は1万5065件で、認知件数全体（法人被害を除く）に占める割合は86.6%に達しており、特に65歳以上の女性の被害認知件数は1万1517件に上ります。

第3回2040年に向けたサービス提供事業体制のあり方検討会においても、認知機能低下高齢者、特に独居の認知機能低下高齢者の権利・利益を保護することができるサービス提供システムを包含した地域包括ケアシステムの構築が求められていると。そういった研究事業のデータがプレゼンされていました。

12ページにあります「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の周知・徹底に努めるにとどまるのではなく、監督官庁等についても早急な御検討をお願いしたいと存じます。

以上になります。

○菊池委員長　ありがとうございました。

星野委員、お願いします。

○星野委員　ありがとうございます。星野です。

皆様もおっしゃられたとおり、多くの意見について丁寧に検討いただいて、反映していただいたことにまず感謝いたします。ありがとうございます。

そして、今回参考資料として意見を出しておりますけれども、これは既に反映されている意見も入っておりますので、これはちょっとタイムラグがあったということで御容赦いただければと思います。その上で、4点申し上げたいと思います。

まず、1点目です。先ほど瀬戸委員からも出ていましたが、本人情報シートについてです。記載することが求められる福祉関係者や利用者および当事者団体等に研修を行っていくということも今後の対応として書いてくださっておりますけれども、これは最高裁判所に質問ということをお願いしたいと思います。前回の専門家会議の中でも本人情報シートの改定の必要性については、福祉関係者や行政などの現場の中でいろいろ検討すべきという御意見もありまして、それもそのとおりと感じておりますけれども、意見にも書かせていただきましたが、そういった改定などの意見がもし提示された場合に、最高裁判所はそれをどのように受け取られるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

そして、本人情報シートではない、福祉側で作成されたアセスメントのような資料を、今後法改正の議論の中でも出てきていますが、後見人の交代であるとか、あるいは期限とか期間とか、継続するのか、終了するのかなどについて具体的にすることも想定される中で、福祉側で出された本人に関わる資料を家庭裁判所が受け取っていただけるのかどうかというところについて、もし御意見、御見解があれば教えてほしいというのが1点目でございます。

2点目ですが、今回の報告書の29ページのところで利用支援事業についてもかなり明確に書いてくださっており、報酬助成のあり方についての調査研究も進められているところではありますが、これも意見として出していますが、専門家会議の中で私の拙い発言ではありますけれども、そもそも利用支援事業の抜本的な見直しというところの中に、社会保障としての考え方ということについての是非も含めて今から検討しておかないと、超高齢社会のなかで今後多くの方がこの制度を活用しようとしたときに、報酬助成のあり方についての抜本的な見直しについての意見があったということを記載いただけないのかというのが2点目の意見でございます。

3点目につきましては報告書の63ページ【今後の対応】のところで専門アドバイザーの活用というところについてです。こちらについても具体的な例示も加えてくださったということは承知しているところではありますが、市町村のほうから県のほうに相談がなかなか上がってこない実情において、例えば複数の自治体に関与している場合に市町村長申立てをどの自治体が行うのが適切か、というご相談を受けることがあります。令和3年11月に国が通知を出してくださっているのですが、この通知の原則論に該当させていいのか、通知を読んでもどちらも申立てをすることができないと判断している事例が出てきていて、

私もつい最近相談を受けて関わった事例において、原則どおりにいかないほうが本人にとっての利益が大きいということを双方の自治体が判断したようなことがありました。

専門アドバイザーの活用というところは、まさにこういった通知文をどう解釈するのか、本人目線にたってどんな助言をしていくのかということがこれからますます多く求められてくると思われます。ですので、そういったことも書いていただければと思います。

最後、4点目ですが、63ページ「その他」のところに、永田委員からもありましたけれども、「利用促進」という名称の話であるとか、成年後見人等だけではない全ての福祉サービス従事者などに意思決定支援の義務があるということを明文化すべきという指摘を入れてくださったのは、本当にありがたいと思っております。このことについて、確かに第二期計画の中の目標設定には入ってはいない事項ですが、「今後の2年間」というところの中にこういったことも踏まえた検討をしていくということをこの場で共有できればありがたいと思って発言しました。

以上です。ありがとうございました。

○菊池委員長　ありがとうございました。

それでは、水島委員、お願いします。

○水島委員　では、発言いたします。

まず、委員の皆様からお話があったように、この12月以降の期間、各委員、事務局、関係省庁を含む全ての皆様の多大な御尽力があった結果として、大部にはわたりますけれども、このような中間検証報告書（案）ができたことを大変うれしく思っております。

私からは2点ほど意見、確認がございます。質問ではなく、あくまで今後に向けた意見ということでございます。

まず、1点目は用語の整理の話でございます。第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、「意思及び選好や価値観」という表記があります。例えば、23ページの27行、30ページの14行、33ページの注釈などですね。そして、今回の本報告書（案）においても14ページの23行目辺りには同様の記載がございます。

他方で、本報告書（案）の一部には、「意向、選好及び価値観」との表現が用いられています。これは7ページの8行目、12ページの5行目辺りです。この表記部分に関しては、私自身も意見を出したこともあるのですが、今後、意思や意向に関する概念整理、明確化が必要になってくるのではないかと思います。

今回、「意向」という表記が用いられた経緯としては、法制審議会民法（成年後見等関係）部会第10回の部会資料及び議論を踏まえたものであると解されます。すなわち、その部会資料によると、「本人は、意思能力を有するか否かにかかわらず希望を述べたり、選択することがあり、このような本人の意向についても可能な限り尊重する必要があると考えられる。」との記載があります。少し中略しますが、「どのような本人であっても意思があると指摘されることがあるが、ここで言う『意思』とは法的効果を生じさせること（例えば契約の効果として代金を支払う責任を負うこと）を根拠づけるものの意味ではなく、

本人の意向の趣旨で用いられているものと思われる」との記載があります。このような経過から、今回は「意思」ではなく「意向」との表現が用いられたものと思われます。

もともと、これらの用語の使い分けについては、より精査する必要があるかもしれませんが、障害者権利条約や国連障害者権利委員会の一般的意見及びその外務省訳においては、「will」という用語が「意思」と統一的に表記されており、現時点で「意思」と「意向」を区別して用いると、権利条約における「意思」との整合的な解釈に影響が出る可能性もないとは言えないところです。そこで、今回に関しては、この「意向」との表現にいて特段の修正を求めるということではないのですけれども、将来的な議論の中で、しっかり「意思」「意向」等の用語整理も進めていく必要があるのではないかと考えております。

私の現在の感覚でございますが、必ずしも民法上の「意思」概念と完全に平仄を合わせなくとも、厚生労働省においては、例えば「意思」という概念を法的な意思能力を前提としたものだけに限定せず、過去の発話や行動、習慣などから推測される希望、すなわち「意向」を含むものとして整理することもありうるということです。ただし、必要に応じて報告書等に注釈を設ける等の配慮も必要なのではないかと考えます。

2点目は、先ほど大塚委員が触れられた相互牽制機能の話について、私も少し見解を述べさせていただきます。大塚委員は、協働し合いながら仕組みづくりをしていくということに力点を置かれるべきであり、そうであれば、相互牽制機能の説明が先に来ってしまうことに違和感が残られることが御発言の趣旨であろうかと存じます。

私なりに解釈すると、意思決定における相互牽制機能とは、それぞれの主体が敵同士になるということではなく、共通の理念を持って、お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を果たしていくことにより、支援者の立場では気づかなかった視点に気づき、それをきっかけとして自らの立場・役割に応じた意思決定支援に取り組んでいくための仕掛けであり、そのような肯定的なものとしてこの機能を捉えていく必要があるとも思われます。

では、共通理念とは何だということですが、私としては、障害者権利条約をはじめ、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の理念等、これらに共通するチョイス・アンド・コントロール、すなわち、本人の自己選択の機会等が確保されることを通じて、本人の自律性や主導権が保障されることにあるのではないかと考えております。これをより具体化すれば、例えば、豊田市でのモデル事業のように、赤・青・緑の主体が「【十人十色】本人にとっての彩（いろどり）ある暮らしを一緒に描く。」、「【尊厳】周りの価値観ではなく、本人の価値観を基準に考える。」「【共働】お互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を全うする。」ことを相互に確認した上で、それぞれの立場からの意思決定支援を実践することによって、相互牽制機能を発揮し続けることが重要と考えます。

このように、協働し合うための仕組みづくりのためにも意思決定支援を浸透させ推進していくこと、意思決定支援の実践に当たっては相互牽制機能が発揮できる適切な仕組みを設けること、この過程を通じて障害者権利条約第12条第4項の趣旨も踏まえた本人の支援付き意思決定を確保し、チョイス・アンド・コントロールを保障していくこと、が一本の

ラインでつながっていることが重要であり、相互牽制機能については、このような意味合いとして御理解いただくことが重要ではないかと考えております。

以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、馬渡委員、お願いします。

○馬渡委員　馬渡でございます。

私のほうからも意見を申し上げたいと思います。

まず、この12月、様々な意見がある中、取りまとめをされた事務局をはじめ、関係者の皆様に敬意を表したいと思います。裁判所のほうでもかなり大変なところもありましたけれども、こういう形で取りまとめが進んだということはよかったのかなと思っております。

その上で、このたびの中間検証報告書（案）では、家裁が身上保護事務の監督を適切に行うことへの期待が明示されております。後見人には御本人らしい生活を支えるために、その意思を「尊重」し、かつ心身の状態及び生活の状況に「配慮」することが求められておりますが、家裁におきましてもその重要性を十分に理解した上で、成年後見制度の運用・監督機能を果たしていくべきものと考えているところでございます。

このような理解の下で、現在、家裁では研修、自治体が主催する協議会へのオブザーバー参加、受任者調整会議の見学等、福祉・行政等との相互理解を基盤とした地域連携の取組を通じて得られた知見を生かして、身上保護事務の監督の在り方について、全庁的な検討を進めているところでございます。議論は今なお途上ではございますが、これまでに、後見人には、御本人の支援者として、また、権利擁護支援チームの一員として、チームメンバーと適切に連携して、御本人の意思や意向を「尊重」とともに、御本人の心身の状態や生活の状況に「配慮」しながら後見事務を遂行することが求められる、という基本的な視点につきましては、広く共有されてきていると感じるところでございます。

また、家裁が後見人を監督する機関として、後見人に裁量の逸脱・濫用がある場合に後見人を指導したり、場合によっては解任したりする場面におきましても、例えば、「後見人が御本人と面談するかどうか、またケース会議に出席するかどうかは後見人の裁量判断によるものだから、家裁は関与しないのだ。」というような考え方について、これは一面的であるとして強い疑義が呈されているとともに、身上保護事務のプロセスを一連のものとして広く捉えた上で、「尊重」、「配慮」、この2つの視点から裁量の逸脱・濫用の有無を判断すべきではないか、といった考え方が広がりつつあるように思われます。

ところで、後見人を含めたチームが連携して「尊重」や「配慮」を踏まえた御本人の支援を行っていくためには、その前提として、福祉・行政等によるチームの形成支援機能、また自立支援機能が十分に発揮されるための体制の構築が不可欠であります。実際、家裁が中核機関に法人後見の受任をお願いしたものの、御本人の支援体制が構築されていないことを理由に受任を断られる事案があったということも聞いているところでございます。後見人がチームの一員として「尊重」や「配慮」を踏まえた後見事務を行うためには、福

祉・行政等による「支援」機能と、家裁の「運用・監督」機能とが「尊重」と「配慮」という観点を共有した上で、言わば両輪をなす形で役割を果たしていくことが重要と思われますし、そのことが社会一般に対して「尊重」、「配慮」、この大切さを浸透させていくための重要な基盤になるようにも思われるところでございます。

また、中間検証報告書（案）では、苦情を生じさせないための土壌づくりの重要性というのにも明記されているところでございます。苦情を生じさせないためには、後見開始の申立前から福祉・行政等によってチームの形成支援がなされ、家裁がそうした福祉・行政等による「支援」の内容を十分に踏まえた上で判断することが重要であるといった議論がなされてまいりましたが、これまで申し上げたところを踏まえて見れば、苦情を生じさせないための土壌づくりというのは、後見人を含めたチームにおいて、「尊重」や「配慮」を踏まえた支援がなされるための環境の整備を意味するようにも思われます。もちろん、「尊重」や「配慮」に課題がある後見人を交代させることによって状況を改善する必要がある場合があるということは承知していますが、何より大切なのは、そのような状況に陥る前に「尊重」や「配慮」にかなう方策を探求することのようにも思います。

「尊重」や「配慮」に係る課題が生じないようにするための方策はないか、仮に課題が生じたとしても、直ちに交代を検討するのではなく、生じた課題の内実に向けて、「支援」や「監督」を通じて適切に軌道修正を図るための方策はないか、我々が知恵を絞っていくポイントというのはそこにあるのではないかというふうにも考えるところでございます。

中間報告書の冒頭では、改めて、本会議の目的が地域共生社会の実現にあることが確認されておりますが、第二期計画にあるとおり、全ての人が障害の有無にかかわらず尊厳のある御本人らしい生活を営めるようにするには、誰もが役割を持ちつつ、互いを「尊重」し、「配慮」し合い、必要なときに支え会える社会をつくる必要があります。これからの成年後見制度を含む権利擁護の在り方を考えるに当たっても、地域共生社会の位置づけを図っていくに当たっても、「尊重」や「配慮」という観点を関係者が共有する必要があるというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○菊池委員長　ありがとうございます。

それでは、ここからオンライン参加の皆様からお願いいたします。太田委員代理の近藤様、お願いいたします。

○近藤代理　全国市長会です。

初めに、今回の中間検証（案）の検討を通じて改めて委員の皆様からの市町村や中核機関への期待、また住民に一番身近な行政としての責務を感じているところです。しかし、その期待や責務が一時的なものになってしまったり、負担になってしまったりは本末転倒です。そのため、文案の各所において市町村への財政支援と人口規模の小さい市町村への支援を強く盛り込んでいただきました。私ども市町村が皆様方の期待に応え、そして責務を

果たせるように、この2点については残りの第二期基本計画期間で取組を進めるに当たり、特に留意していただきたいと思います。

以上、文案全体への意見をお伝えした上で、個別具体の観点について意見を1点、質問を1点申し上げます。

まず、意見です。25ページ「後見人等に関する苦情等への適切な対応」の【今後の対応】についての意見です。ここでは地域連携ネットワークワーキング・グループにおける試行結果を基に、期待される取組が記載されています。私ども市町村に関する事項としては、1、2、5の3点が挙げられています。それぞれこれまでの議論から、またあくまで限られた地域での試行結果を根拠としていることを踏まえても、義務づけでなく期待される取組としては理解できるものであります。しかし、1については、現場を担う1,741の市町村において誤読されるおそれもあることから、次のように修正していただくことを求めます。

「市町村・中核機関においては、その規模や地域の実情に応じ、身上保護に関する支援への苦情を含め、後見人等や権利擁護支援チームの関係者からの相談に対応し、必要な周知を図ること」。

修正の理由ですが、第二期基本計画に記載された苦情対応の基本方針として市町村に求められているものは、身上保護に関する支援への苦情への対応です。これに対し、現在の文案では全ての苦情を受けるような窓口とも誤読しかねないからです。加えて、対応することの中で、地域の実情に応じて窓口を設置すること自体は否定しておりませんが、「窓口の設置」と手法が限定されることで、市町村によっては義務的に捉えられてしまう可能性があります。

地域連携ネットワークワーキング・グループにおける試行結果においても、全ての苦情を市町村・中核機関で受け付けるものや、窓口を設置するものとはされていないと存じますので、誤解のないよう、正しく第二期基本計画の考え方を記載していただきたいと思います。

また、第二期基本計画で権利擁護支援チームの支援の開始後、必要に応じて行う支援として記載されているのは、後見人等や権利擁護支援の関係者からの相談に応じることです。現在の文案である「後見人等に関する相談」という文言では、家庭裁判所の権限と重複する誤解を与えかねないので、役割分担の観点も含め、第二期基本計画の文言を適切に引用していただくことを求めます。

次に、厚生労働省と最高裁判所の両方に対しての質問です。19ページ以降の「家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進」について、福祉行政と司法機関、それぞれの観点への質問をします。現在、文案では「受任者調整の意義や重要性に鑑み」「受任者調整等による権利擁護支援チームの形成支援機能の意義や重要性に鑑みて」「家庭裁判所においては、権利擁護支援チームの形成支援の観点を踏まえた受任者調整会議の意義や同支援の重要性について、同会議の見学等の取組を通じて」といった受任者調整に関する意義や重要性が何か所も記載されています。そこで、福祉行政の観点から厚生労働省に、司

法機関の観点から最高裁判所に対し、ここに記載されている意義や重要性とはどういったことを示すのか、それぞれの観点から具体的にお答えいただきたいと思います。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、久保委員、お願いします。

○久保委員 たくさんの修正をしていただきましてありがとうございます。

私のほうからは、本人情報シートにつきまして、現状だけではなくて、どのように育ってきたのかという生育歴を知ることによってその人の意思とか考え方が予測できることもありますので、私ども育成会がつくっていますサポートファイルなども十分に御活用いただけたらと思います。親が我が子のことを第三者にこれは伝えたいと思っていることを書いていますので、ぜひそれも参考にさせていただけたらありがたいと思っています。そのことが意思決定支援にもつながっていくだろうと思っています。何でこの人がこういう考え方をするのか、何でこんなことを言うのかなということが予測できるとしています。

それから、全国的にいつから誰が我が子の権利を守っていただけるのかという漠然とした不安の声がたくさん上がってきております。担い手の確保はどうなっているのか、誰が支えてくれるのかということもありますので、その辺のところを中核機関、権利擁護支援チームのことなど、私1人が全国の育成会の中でいろいろ言ってもなかなか追いつきませんので、できたらちょっと広報を進めていただけるとありがたいと思っています。

もう一つは市町村ですけれども、職員さんの人数がとても少ない小さな市町村だったらこういうことがあります。電話をかけてもお出かけになっているとつながりませんし、行っても会えない。お一人しかおられないところもありますので、そういうことで丁寧にできない市町村が出てくるのではないかなと思っておりまして、そこを国のほうが支援するというふうに書いていただいておりますが、できるだけ地域格差が起こらないように、どのように都道府県や国のほうが支援をしていただけるのかということをみんなにもう少しよく分かるように書いていただけたらありがたいなと思っています。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

河野委員代理の廣池様、お願いします。

○廣池代理 宮崎県でございます。

私どもも修正意見、質問等を多数させていただきまして、短い期間の中で御対応いただきましてありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

ですので、今回は総括的なお話だけをさせていただければと思っております。今回の中間報告書（案）でございますが、この専門家会議として、我々都道府県にとってはこれまでの取組と今後期待される役割について整理をされたものと受け止めております。私ども都道府県といたしましては、基本計画に定める市町村では担えない地域連携ネットワークづくりという役割につきましてどう取り組んでいくか。限られた財源、人員の中でどうい

ったことを取り組んでいけばいいのかということ、日々対応に苦慮しながら取り組んでいるというのが実情でございます。その辺りの立場からこの専門家会議についても発言をさせていただいたところでございます。

今回様々な役割、期待される役割というのがこの報告書の中で記載されたところでございます。この取組を都道府県が今後進めていくためには、国における制度面、財政面からの一層の支援、また市町村の皆様の御協力も必要になると考えておるところでございます。そちらにつきましては、中間報告書の中でも一定の言及があったところでございます。こちらはありがたいことではございますが、改めて一層の御支援をお願いして、私の意見とさせていただきます。

以上でございます。

○菊池委員長　ありがとうございました。

込山委員代理の杉山様、お願いします。

○杉山代理　静岡県小山町長の代理で出席しています小山町長寿介護課長の杉山と申します。

意見を3点申し上げます。1点目は、36ページからの権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについてです。本人らしい生活を送るため成年後見制度を必要とする人がこの制度を利用できるようにするためには、市町村、中核機関、都道府県及び専門職団体等による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築が重要となります。しかし、現状は40ページの【中間年度における評価】にも記載があるように、市町村による中核機関の整備については一定の進捗は見られるものの、いまだ整備予定が未定の市町村も一定数ある。特に人口規模が小さい市町村ほど整備が進んでおらず、KPIは達成できない見込みや、成年後見制度の周知については相当程度の進展が見られるものの、KPIについては達成できない見込みとなっています。

町村をはじめ、小規模な自治体等では限られた職員が多くの業務を担っています。さらに、成年後見制度は専門性の高い分野であるため、専門職の確保も困難なことから、多くの町村では対応できる専門職、担い手や職員が不足しています。また、この制度の必要性は十分認識しながらも、予算や人員に限りがあるため、成年後見制度の十分な体制が整備されていない町村も多い状況かと思われます。結果として十分な支援を行えないという実態もあると考えられます。制度の利用促進に向け体制の整備を促進するためには、まずは成年後見制度を担う自治体や社会福祉協議会、中核機関等の職員の負担軽減とともに、十分な人材確保の支援をお願いしておきたいと思います。

2点目は58～60ページの「成年後見制度利用支援事業の推進」についてです。どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用するためには、成年後見制度利用支援事業の推進が非常に重要であると考えます。町村が実施する成年後見制度の事業については、国・県より財政支援がされていますが、本事業に含まれる高齢者を対象とした地域支援事業交付金や障害者を対象とした地域生活支援事業補助金のみでは十分な対応ができず、事業費

の多くを市町村が負担している場合もあります。そのため、【今後の対応】には「国において安定的な財政支援を行いつつ、全国の助成対象者や助成額等の基準を示すべきとの指摘等も踏まえ、地域支援事業や地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応を早期に検討する必要がある」との記載がありますので、国として地域差や現場の実情に最大限配慮した対応の検討をぜひ進めていただくとともに、十分な財政支援をお願いいたします。

3点目は60～61ページの「地方公共団体による行政計画等の策定について」です。地域連携ネットワークの機能を充実させるため、市町村計画の策定が努力義務となっており、市町村においては計画策定や第二期計画に基づく見直しが進められているところです。

61ページの【今後の対応】には、「厚生労働省においては、市町村計画は地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法もあること等を助言する等、引き続き、市町村・都道府県における行政計画等の策定及びその内容の充実のための支援を行う必要がある」と明記いただきました。市町村が策定する計画数は年々増加し、また、その策定が国による財政支援の要件になるなど、事実上義務化されているものが多数ある状況です。町村の事務負担軽減となる運用を示す文言を加えていただいたことに感謝申し上げますとともに、引き続きの計画策定支援をお願いしたいと思います。

最後になりますが、急速な高齢化の進展に伴う認知症の方々の増加や日常生活自立支援事業利用者数の増加を鑑みると、今後成年後見制度の利用はますます高まることが見込まれます。今回取りまとめていただきました中間検証報告書を踏まえ、令和7年・8年度においても各種施策を円滑に進めていただくようお願いいたします。

私からは以上です。

○菊池委員長　ありがとうございます。

住田委員、お願いします。

○住田委員　ありがとうございます。

まず、本報告書の取りまとめ、本当にありがとうございました。私からは2点意見と1点質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目は14ページからの意思決定支援の取組についてです。意思決定支援については、報告書にありますように、各関係機関において様々な取組がなされており、少しずつ意思決定支援が浸透してきたと思われます。取組の一つとして、都道府県による意思決定支援研修の実施状況は72.3%とKPIの達成には及びませんが、高い実施率となっています。しかし、約3割の都道府県で実施していない要因では、研修の企画が難しいなどの課題が確認されているとあります。

このような課題を踏まえて、国は都道府県が実施した意思決定支援研修の評価や課題を把握し、今後の取組方針を示す必要があると思います。その場合、長期的には、水島委員などほかの委員さんの意見にもありますように、意思決定支援の確保のための仕組みや法整備、市民や当事者参加の仕組みを含む総合的な権利擁護支援策のモデル事業の拡大など、方針の検討を行いながら、短期的には今できることをこれまでの取組を振り返り、今後の

方針として都道府県に示すことが必要と考えます。

意思決定支援は後見人や専門職だけで行うものではなく、地域全体で取り組んでいくことを目指していますが、福祉関係者でさえ、認知症や障害のある人は判断能力が不十分のため、後見人等支援者が代わりに決める代行決定の考え方がまだまだ根強いと言っても過言ではないでしょうか。

例えば認知症の名称を「痴呆」から「認知症」に、「精神分裂病」を「統合失調症」と人々の偏見や認知の仕方を変えることを是正する取組が行われてきました。同様に、代行決定から意思決定支援へのパラダイムシフトへの変換も容易ではありません。また、これまで各省庁や関係機関が取り組んできた意思決定支援の浸透はどのくらい進んだのでしょうか。国は長期的に目指すものと短期的に目指していくものを示して、関係機関による継続的な取組が必要と考えます。

2点目は都道府県の機能強化についてです。都道府県は、市町村への体制整備の支援や担い手の育成方針の策定、KPIに位置づけられた研修など役割や期待が大きくなっているため、国は都道府県の状況を把握した上で、支援やバックアップが重要な役割となります。今年度K-ねっとで取り組んでいる都道府県機能強化推進事業では、都道府県担当者が何に困っているかを把握し、アドバイザーが具体的なアドバイスを実施する内容になっています。しかし、単年度でアドバイスに対する取組や結果を把握することは難しく、本事業の評価は困難ですが、継続し実施することの是非も含め、国による都道府県への支援方針を検討していくことが重要と考えます。

3点目は質問です。45ページからの「任意後見制度の利用促進について」です。任意後見制度の利用者数は微増傾向にとどまり、大幅な増加にはつながっていません。これまでの取組においてポスター・パンフレットを用いた任意後見制度の周知・広報について、法務局及び地方法務局並びに公証役場ではKPI達成済みですが、市町村については68.2%実施していますが、達成できない見込みとなっています。市町村などにおいてポスター・パンフレットを掲示・配布するのであれば100%達成できると思いますが、現場での窓口では、周知・広報を進めれば任意後見制度に関する相談が増え、対応困難となることを危惧しているのではないのでしょうか。この点についてなぜ市町村はKPIを達成することができないのか、国は理由を把握しておられるのでしょうか。

また、国の基本計画では、私的自治の尊重の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与を制度化したものである。任意後見制度の利用促進は、周知・助言を中心とした関係者との連携と役割分担の下で行うことが適切である。したがって、市町村・中核機関は、周知・相談の仕組みづくりを中心に役割を発揮することにあるとありますが、報告書での【今後の対応】については46ページ32行目から、厚生労働省は、同制度の理解促進のため、市町村・中核機関向けの研修等を行うほか、任意後見制度の利用につながるような相談現場における対応等を検討する必要があります。このように市町村・中核機関では周知・広報だけでなく、利用につながる

ための現場での相談対応をしていくということでしょうか。KPIでは制度周知の広報とありますが、その目的を明確にして、国が求める相談現場における対応等の検討とはどのようなものか、お示しいただきたいと考えます。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

住田委員、今の御質問はどちらの省庁に対するものですか。

○住田委員 厚生労働省にお願いします。

○菊池委員長 分かりました。ありがとうございます。

野澤委員は御欠席と伺っておりますので、山下委員からお願いできますでしょうか。

○山下委員 山下です。

このたびは大変御苦勞されて多数の意見を非常に分かりやすくまとめていただき、ありがとうございました。

私からは特にございませんが、民法の研究者としては成年後見制度の見直しということにも関わらせていただいておりますけれども、成年後見制度を幾ら見直しても、それを支える地域の方々の体制というものが整っていなければ何にもならないということは非常に実感させていただいております。ですので、今回の報告書につきまして、権利擁護支援ということを中心に打ち出し、地域共生社会を実現するということを中心に据えられて、それを大変分かりやすくこれからのすべきことについてまとめていただき、大変感謝しております。

私からは短いですが以上にさせていただきます。

○菊池委員長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして本日御出席の皆様から報告書（案）につきまして御意見を頂戴することができました。どうもありがとうございます。

この後、それほど多くはありませんでしたが、御質問をいただいておりますので、その調整を行っていただくという意味でも、ここで一旦休憩に入らせていただきたいと思います。16時20分再開ということにさせていただきます。

（休 憩）

○菊池委員長 16時20分になりましたので、再開させていただきます。

それでは、委員の皆様からいただいた御質問につきまして、関係省庁等からお願いいたします。厚生労働省と最高裁から御回答があると承っております。お願いします。

○火宮成年後見制度利用促進室長 厚生労働省成年後見制度利用促進室から、いただいた御質問について回答させていただきます。

まず、1点目、太田委員からいただきました福祉行政における受任者調整の意義と重要性についてです。本人の身上保護や財産管理といった本人の抱えている課題について、適

切な後見人の候補者となる方、ふさわしい方を選ぶということが、今後のその方の生活を支えていくという意味でも重要ですので、そういった観点から受任者調整の意義や重要性があると考えております。また、その受任者調整の場において、権利擁護支援の今後の方針などの検討やその体制づくりを行っていくという意味でも重要と認識をしているところです。

2点目、住田委員からいただきました、市町村ではなぜ任意後見制度の周知・広報についてのKPIを達成できないのかということですが、こちらは直接の理由というものは把握できていないののですが、法務局のほうからも毎年、市町村に資料をお送りいただいております、また、厚生労働省の都道府県主管課長会議を通じて、任意後見制度の周知の必要性を説明し、管内市町村における周知・広報の取組のお願いをしているところではあります、まだその徹底がされていないことかと考えております。

また、中間報告書46ページにありました【今後の対応】につきまして、こちらは、確かに第二期計画では市町村の役割としては周知・広報となっているところですが、今回の中間検証報告書全体を通して、第二期計画で書かれていること、またそれを踏まえての今後の取組への期待といった御意見も幾つか寄せられており、ほかの箇所でも第二期計画以上の内容が少し盛り込まれているところもありますけれども、ここについても御意見をほかの委員の方からいただいております、要は、単に任意後見制度について周知啓発をするだけではなく、次のステップに進まないといけないのではないのかという御意見をいただきましたので、それについて、ここの相談現場というのは必ずしも中核機関だけを念頭に置いているものではなく、第二期計画で書かれているような様々な場面での相談者のところにおいて、もう少し任意後見制度の利用につながるような対応方法が考えられないかということを含め今後検討するということで書いておまして、まだやると決めたわけではないのですが、検討する内容という方針を盛り込ませていただいているところになります。

厚生労働省からは以上です。

○遠藤第二課長　それでは、引き続いて最高裁のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、星野委員からの御質問、本人情報シートとの関係です。本人情報シートの本来の利用目的は、医師の判断のための補助資料であるということに変わりはありませんので、医師の判断資料として改定の必要が生じた場合、すなわち家庭裁判所が後見等開始の判断のための資料として改訂の必要が生じた場合には、最高裁において本人情報シートの改訂を検討することになると考えているところであり、これはこの会議でも何度か御案内をしたところかと思っております。

その上で、委員のお尋ねとの関係で申し上げますと、現行法上、後見人の交代は後見人の辞任と後見人の選任という2つの申立てを前提に家庭裁判所において判断をしているところでございますが、後見人の選任の在り方は、中核機関の設置状況、チームの形成支援機能・自立支援機能に係る体制整備状況、また、専門職団体における候補者推薦の方法な

ど、地域の実情に応じて区々でありますので、全国の家裁裁判所として御提案について一律に対応できる段階には至っていないと認識しているところでございます。

また、家庭裁判所は後見人を監督する機関として、後見人に「後見の任務に適しない事由」が存する場合に対応するということになるかと思いますが、後見事務の見直し、すなわち、後見人を含めたチームの支援体制の見直し等に直接関与するものではございません。これに加えて、もとより後見人の選任・解任に当たってどのような資料を基礎とするかというのは裁判事項でもあるというところでございますので、今回のお尋ねについて、事務総局の立場で、この場でそういった御提案があればお受けしますといったような形でお答えをするということは困難であるということについては、ぜひとも御理解をいただきたいと考えているところでございます。

なお、法改正の関連でもお尋ねがあったと思いますが、現時点では成年後見制度の見直しがどのように行われるかは、まだ分かりませんが、仮に制度の見直しに伴って、家庭裁判所の判断における資料として何らかの書式が必要と考えられる場合には、見直し後の改正法の趣旨なども踏まえまして、最高裁が司法機関としての立場から適切な形で関与させていただくことになろうと考えているところでございます。

後見人には広い裁量がございますが、それを前提としても、家庭裁判所は監督機関として意思の尊重や心身、生活の状態等への配慮に問題があり、後見の任務に適しない事由が存すると評価される場合には、後見人を指導したり、場合によっては解任するといった対応を取るようになります。この点に関して、福祉行政等によるチームの自立支援機能から具体的な情報をお示しいただくことは重要であると考えているところでございますが、家庭裁判所による適時適切な監督判断という視点からは、家庭裁判所が必要とする情報を的確にお示しいただくといった観点も同時に重要ではないかと考えているところでございます。したがって、そのための書式に関しても、裁判所において工夫や検討を重ねていく必要があると考えているところでございます。

星野委員からの御質問についての御回答については以上でございます。

引き続き、太田委員からのお尋ねについての御回答を申し上げます。後見人の選任は、御本人の課題を適切に解決するといった視点のみならず、権利擁護支援チームの一員として、御本人の支援者としての立場から最もふさわしい方を選任する必要があるということになるかと思いますが、これについて、受任者調整会議を実際に見学したことのある家裁の職員の話によりますと、「判断」をする側である裁判官の視点と「支援」する側である福祉行政等の視点の違いに気づく機会になっているという声が聞かれるところでございまして、こうした2つの視点、すなわち、対象となる御本人を適切な距離を取って事案を俯瞰して見るという裁判官の「判断」の視点と、対象となる御本人に寄り添って、御本人の支援者としてふさわしい人は誰かを調整するという「支援」の視点がかみ合うことで、最も適切な選任につながるものと考えているところでございます。受任者調整のプロセスの意義・重要性については、裁判所としてはこうした点にあると考えているところでござい

ます。

太田委員からの御質問に対する回答についても以上でございます。

最高裁からは以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

ただいまの回答につきまして、星野委員、住田委員、近藤様から質問等ございましたら、ございませんでしょうか。オンラインの皆様は挙手機能で。近藤様、お願いいたします。

○近藤代理 厚生労働省、最高裁判所からの御回答、ありがとうございます。

全国市長会から一言述べさせていただきます。受任者調整は、権利擁護支援チームの形成支援の過程で行われること、つまり、本人に必要な権利擁護支援を適切に行うことのできる体制をつくるためであり、本人のための支援の中で行われるものであります。そして、支援とは第二期基本計画の注釈31にも記載されているように、「本人等の求めに対し課題整理などを行い、本人自身の力を基にした解決を図るため、必要に応じ支援や環境の調整を行うもの」であり、後見人等への指導や後見事務の適正性の判断・チェックを行うものではないものです。今回の記載により、本人からの求めではなく、例えば全ての申立てに中核機関が関わることを求めたり、家庭裁判所からの求めにより全件の受任者調整や全件の監督を福祉行政で取り組む、支援として求めたりするような間違った運用が現場で生じないように、今後も適切な理解に努めていただくことを求めます。

以上です。

○菊池委員長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。

ありがとうございます。

報告書（案）につきましては、先ほど一通り皆様から御意見を賜ったところですが、この際、委員の皆様から自由に御意見・御発言があれば、追加でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。青木委員、お願いします。

○青木委員 青木です。

今、御質問などでやり取りがあった任意後見の相談と受任者調整について少しお話をしたいと思います。身元保証関係でもう一点、別というふうに思っています。

任意後見の相談などの対応も必要ではないかという意見を私は今回の検証の中で申し上げていますが、結局、パンフレットとか制度周知だけではなかなか伸びないのは、御本人さんからすると、具体的にどういう仕組みで、誰にどう相談して、どのような準備をしたら任意後見制度を使っていけるかということが、パンフレット等ではイメージが湧かないというところも非常に大きいと思っています。

実際に地域包括支援センターなどでは、行く行くは市長申立てにつながるような身寄りのない方などについては、早めに御自身で任意後見などの有用性も分かっている、事前準備をしていくということも必要ではないかということに気がつき始めて、相談の窓口や相談機関ではそういったことを積極的に取り組むようになってい

ます。そういったことが一つ一つ行われますと、実際に自分に照らし合わせて利用してみようかという人も増えていくということになると思います。第二期計画ではまだそこまで踏み込んだことはしておりませんが、今後はそういったことも各地で取り組んでいく必要があるのではないかと提起として、今回そういう観点から期待として触れていただくことが適当ではないかなと思っています。

受任者調整の機能につきましては、先ほどから出ていることもそうですが、市町村に言いますと、本来裁判所が選任するのに、何で行政機関がわざわざ候補者を決めないといけないのかという素朴な疑問、質問が出るがありまして、そのときにお話しするのは、別に候補者を選ぶということをして市町村がやるというふうを考えるのではなくて、もともと必要があるからと思って、必要性は何かという課題が分かって、それについて後見制度が要るから市長申立てをしたり、申立て支援をしたりということを福祉機関としてしてきていると思われる。その場合に動機とか必要な権限とか、そういうことを評価した上で、それにふさわしい人は誰かということを考えていく。その課題が終わったとき、その後はどういう生活になっていくのか。その後のことも考える。全体としての流れの中でしっかりとケースを捉えていただくという観点に立つと、そこで誰が後見人になるかというのは非常に重要な課題で、そういう流れ全体をしっかりと評価して、そのことも裁判所に届けていただく。そういう意味で言うと、まさに福祉機関としてできる、すべきことになるのではないのでしょうかというお話をして、あ、そうですかとすぐなるとは限らないのですけれども、いろいろな議論の中でそういう話をしてしまして、そういった観点で市町村にはこの重要性・意義というのを捉えていただくと、さらにはそこから実は自分のところではそういった担い手がどれだけいるのか、いないのかという話にも意識が向きまして、自分の地域における権利擁護の担い手や資源の整備に目が向くという大きな効果もあります。

例えば福岡の大川市などは、受任者調整を始めたことがきっかけで、身寄りのない人については後見制度の担い手だけでなく、いろんな地域の資源がないと困るということを理解するようになって、新しい権利擁護支援策の取組にもつながったという例もあります。そういった様々な立体的な意義というのがあると思っています。ぜひそういった観点からも今後位置づけていただければなと思っています。

最後ですけれども、身寄りのない人の観点で身元保証をできるだけなくすという取組ですが、周知はいろいろしていただいていますけれども、なかなか身元保証を求める現場は減らないということについては共通認識だと思いますが、例えば厚生労働省のガイドラインの中でも6つか7つぐらいの機能があって、その機能それぞれ、今までは家族に委ねていたところを地域でどうやって担いましょうかという問題提起はいただいていますけれども、では、それを具体的に地域の中でどうやるのかということについての検討・取組というのをそろそろ各地で進めていただく必要があるのではないかと思います。先進的なところはもちろんされているのですが、そこでパッケージのように、どこかにそのことを全て任せるとか、そういう観点ではなくて、例えば緊急連絡先だったらどうしようとか、退

院促進・退院支援のところは、家族がいないときにはどういうところが地域と病院が連携できるだろうかとか、入院中の様々な事柄については、家族以外にどういうところが担うのか、場合によったら病院自身が担う必要があるのではないかと。そういう一つ一つの検討が各地で進められる必要があると思っていて、それは一つのパッケージとか、どこかに委ねるという議論ではなくて、死亡のときも死亡以後のことも市町村でできることは何かということも含めて考える。そういったことが今後進められる必要があると思っていて、そのことも権利擁護支援の一環の取組だと思しますので、その点もこの2年間でさらに各地で検討いただきたいなと思っています。

以上でございます。

○菊池委員長　ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。西川委員、お願いします。

○西川委員　今の青木委員の御意見に重ねるような意見ですけれども、いわゆる身寄り問題に関して課題を分析して分解して対応していくということ、その方向自体はそれでいいと思うのですが、その中で日常生活支援、それから身元保証という言い方なのか、緊急連絡先ということなのか、それから死後事務の問題。このうち特に死後事務について。ほかについては、例えば民間事業者に頼れる部分はある程度頼るところがあってもいいと思います。死後事務もそうあってもいいと思うのですけれども、最終的に身寄りのない方がお亡くなりになったときに、それをどう対応するのかということをいろいろ考えると、あるいは諸外国の立法例なども見ると、やはり公の責任である程度やるというところは避けられないと思うのです。これを民間だけでぐるぐる押しつけ合う、回し合うということには限界があるのではないかと。今まではそれで何とかあったのでしょうかけれども、これからますます身寄りのない方、あるいは頼れる身寄りがない方が増えていく中で限界があるのです。

そのことについて、もちろんこの場で議論するのが正しいわけではないとは思いますが、いろんなところで身寄り問題を検討はされているのですけれども、どうも直接的でない議論がされている。身寄り問題はもう一つ、消費者問題という側面もあるのですが、その観点を含めいろんな方面から議論はされているのですけれども、重要なところが後回しになっていると思います。

成年後見事務との関係で言うと、平成28年改正で死後事務の規定が設けられましたが、本来的にこれが民法で対応すべき問題なのかという疑問もないわけではないですし、現状後見類型しか対応できていないという問題もあります。そういったところは今回の民法、成年後見制度の見直しでも多分完全にはカバーし切れない部分になると思いますので、今後の課題として、成年後見だけではないのですけれども、死後事務についての対応を公の責任である程度対応するということも含めて議論していかないと、この近辺だけで話し合ってもあまり解決しないのではないかと考えていますので、意見として申し述べさせていただきました。

○菊池委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。新井委員長代理、お願いします。

○新井委員長代理 今般、皆さんの協力でこういう報告書が出来上がったわけですが、私たちが大変な努力をしてこういう報告書をつくったのを国民にきちっと理解していただいて、成年後見制度を正しく理解して、それを普及させていくことが必要だと思うのです。厚生労働省をはじめ、役所の皆さんにお願いしたいのは、この内容を国民に分かりやすく知らせて、もし何か御意見があればフィードバックをいただくと。それを我々の次の活動に役立たせるということが必要ではないでしょうか。それから、ここにいらっしゃる委員の皆さんもそれぞれの立場でこの内容を多くの人に知らせて御意見をいただく。それが広い意味での成年後見の普及ということにもなると思いますので、次の手段について、まず役所のほうで考えていただきたいし、委員の皆さんでもいい知恵があったら出していただければありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○菊池委員長 パブリックコメントという性格のもののご提案ではないかと思えますけれども、国民の皆様に周知をし、何らかの形で意見を集約すると。あまり国の報告書の類ではそういうことはしないと思えますけれども、どういった方法があり得るか。前向きな御提案ではあると思うのですが、どうぞ。

○新井委員長代理 法務省の法制審議会の場合は、法案が最終的にまとまる前にパブリックコメントということで求めることがあるので、それも一つの参考にしてもいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○菊池委員長 報告書自体はもうまとめさせていただきますので、ここでまたパブリックコメントを挟むというのは、その性格上、あるいは日程上も難しいと思うのですが、まとめて出した後に、関係者の皆様、この業務に携わっていらっしゃる方も含めてですけれども、何らかのそういう機会、意見集約をする工夫をしてみると。その方向はいかがでしょうか。事務局のほうで。

○火宮成年後見制度利用促進室長 厚生労働省です。

委員長がおっしゃったとおり、今から中間検証報告書（案）のパブリックコメントをかけるというのはプロセス的にも難しいので、そこは御理解をいただきたいのですが、出来上がった中間検証報告書（案）は、確かに大部でもありますので、もうちょっと分かりやすいような形の概要などを作成し、ポータルサイトなど、そういった場も使って関係者に周知しながら、どういった形で御意見を集約できるかは考えさせていただきたいですけれども、そのまとまったものについて、今後の取組につながるようなフィードバックができるようなことは少し考えたいと思います。

○菊池委員長 委員の皆様は様々な御所属でいらっしゃいますので、その関係の皆様から情報を集約していただくような何らかの工夫があってもいいかと思えますし、その辺りは委員の皆様の御意見、アイデアもいただきながら工夫をしてみるということではいかがでしょうか。

○新井委員長代理　ぜひそういう方向でお願いします。パブリックコメントというのは言い過ぎでした。少なくとも明日かあさっての新聞には、こういうのが出ましたということぐらいはあってほしいなと思うのですが。ぜひ御努力をお願いします。

○菊池委員長　ありがとうございます。

ほかには。星野委員、どうぞ。

○星野委員　ちょっと話題が戻ってしまって申し訳ないのですが、先ほど青木委員や西川委員が言われたこともちょっと関係するのですけれども、例えば身寄りのない方への対応であるとか、あるいは任意後見の普及啓発であるとか、死後事務の話とか、いわゆる成年後見の利用を考える方だけに起こっている問題ではないことが地域共生社会の在り方検討会議の中でも議論されているという中で、任意後見の普及啓発というのは在り方検討会議の中でのストレートな議題ではないというのはよく理解しているのですが、成年後見制度を包含する総合的な権利擁護支援事業の在り方とか、地域の在り方というところを検討する中で、具体的な問題が生じてからそういう制度があるのだということを知るのではなくて、もっと早い段階からさまざまな取組があるのだということを知域の中でどのように広めていくのかというのは、地域共生社会の在り方検討会議の議題として決定的外れの検討項目ではないのかなと思います。

さらに言えば、厚生労働省のほうでこの専門家会議と在り方検討会議、そして法制審議会の中の民法改正の議論、大きく3つのものが今、同時に動いている中で、重なり合う内容のテーマとか、そういったものが議論されているのは間違いないことだと思っており、これまで専門家会議で議論されてきた事柄が在り方検討会議のほうで議論されていくということも分かってはいるのですが、国民目線で言うと、同じようなことがいろんなところで議論されていて、それは一体どのように統一されて統合されていくのかとか、どういう方針でそれが検討されているのかというのが非常に分かりにくいかなと率直に思います。もちろん、中間報告書の見せ方を分かりやすくすることも大事なことである一方、そういったものとの連動、関連はどうなるのかとか、そういうこともしっかりと中に入れて示していくことはできないのかと考えております。

以上です。

○菊池委員長　事務局から何かございますか。

○火宮成年後見制度利用促進室長　厚生労働省です。

星野委員から意見書でも任意後見制度の周知啓発の件はいただいておりますけれども、意見様式でいただいた際にも回答させていただきましたが、あくまでもそれぞれの会議で議論すべき事項というものを掲げてやっているものですので、専門家会議で議論されている内容を何でも地域共生検討会議で議論するという立てつけにもなっていないということは御理解いただきたいと思います。

したがって、任意後見制度の普及啓発については、今回の論点のところに入っていない内容ですので、そこを引き継ぐことは今回見送りをさせていただいたところです。

○菊池委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、この辺とさせていただきたいと思います。

最後に、今、御議論になられていた死後事務の処理という部分は、地域共生社会の在り方検討会議の論点にも関わってくると思いますが、まさに消費者保護の観点というお話もございましたように、これは最終的には政府、府省庁を集約した形でトータルに議論しなければいけないテーマかなと私自身は思っていて、その場がどう設定されていくのかというのはまだ見えないのかなというところでした、ただ、そういう必要性を個々の会議体等で御専門の皆様からその都度御発言いただくというのは非常に貴重だと思いますし、その積み重ねで次のステップに行くことを期待したいなとも思っているところでございます。ありがとうございます。

本日も委員の皆様から長時間にわたって幅広く御意見をいただきました。ありがとうございます。

中間検証報告書（案）の取扱いについてですが、最初に申し上げましたように、皆様から非常に多くの、また充実した御意見を賜り、充実した内容になったのではないかと思います。

内容に関する御異議とか反対といったような御意見はなかったと認識してございます。ただ、ごく一部文章に関する修正意見をいただきましたし、御意見があったということも付記してほしいという御要望もありましたし、また、相互牽制機能のところは複数御発言をいただき、ここは何らか盛り込むとすれば調整が必要かなと思いました。また、御意見ではあったのですが、恐らく皆さんから御異論がないであろう部分で、むしろ今回の報告書に盛り込むことでより前向きな形になるのかなと私自身は感じる部分があったし、今後の検討課題についてはなかなか難しいと思いますけれども、そういったこともございますので、少なくともこれまでのプロセスで事務局が極力皆様からの御意見を反映させていただく形で御努力いただいたということはお分かりいただけているのではないかと思いますので、どこまで反映させていただけるかということは調整をさせていただくと。その際は個別に委員の皆様にお知らせをし、調整をさせていただくと。その上で最終的な成案を仕上げるということで、基本的には本日御了解をいただけたということで、中間検証報告書の取扱いにつきまして、最終的な文言調整などにつきましては、事務局との調整も含めて私のほうにお任せいただけないかと思ってございますが、よろしいでしょうか。

（委員首肯）

○新井委員長代理 賛成します。

○菊池委員長 ありがとうございます。

それでは、御異議がないということで、先ほど申し上げたような方向性でもう少し詰めの作業を行って、より前向きな形で報告書の成案を出させていただきたいと存じます。どうもありがとうございました。本当に長きにわたって皆様に詳細に御検討いただき、また様々な御意見も頂戴することができ、事務局も頑張ってくれまして精いっぱい反映をさせ

ていただけたかと思います。まだ不十分な面はあるかと思いますが、今後も続くものですので、今後に向けて引き続き議論をさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

それでは、少し早いのですが、本日の議事はここまでとさせていただき、最後に事務局からお願いいたします。

○福田成年後見制度利用促進室長補佐 本日も中間検証報告書（案）につきまして御議論をいただきましてありがとうございました。

中間検証報告書の取扱いにつきましては、本日、委員長に御一任いただけたということでございますので、今後案件に応じて個別に委員の皆様方にも御相談を差し上げつつ、最終的に委員長と御相談の上、来月の成年後見制度利用促進会議への報告ができるよう、事務局において鋭意準備を進めてまいりたいと思います。

中間検証報告書に関する今後の対応状況等についても随時委員の皆様方にもメール等で御報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、本日の議事録につきましては、皆様に御確認いただいた上で、ホームページで公表いたしますので、その点につきましてもよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○菊池委員長 それでは、本日は以上とさせていただきます。

長時間にわたりましてどうもありがとうございました。